

# 災害・交通機関不通時における授業・定期試験の取り扱いについて

## I 次の場合は、午前・午後とも休校とします。

1. 午前7時に、岐阜県美濃地方または愛知県尾張東部・尾張西部の市町村のいずれかに「暴風警報」・「暴風雪警報」または「特別警報」が発令されている場合。  
(ア) 登校途中の場合は、すみやかに帰宅するなど適切な行動をとる。  
(イ) 登校後の場合は、学校の指示に従う。  
(ウ) 局地的な集中豪雨の場合には、的確な気象状況を掌握し、道路が冠水し、閉鎖されることがありまた橋の損壊などで危険な場合には登校しないこと。ただし学校へ連絡をすること。
2. 「大雨警報」・「大雪警報」等発令時には授業は平常どおり行う。ただし、  
(ア) 今後の気象情報や地域の実情等をもとに家族と相談し、交通機関、道路の安全を確認のうえで登校すること。  
(イ) 登下校の安全確保に不安がある場合は、学校に連絡し、自宅で待機するか、状況を見て登校すること。  
(ウ) 「暴風警報」・「暴風雪警報」または「特別警報」の発表が予想される場合など登下校の安全確保に不安がある場合は、学校に連絡し、自宅で待機するか、状況を見て登校すること。
3. 始業時刻において、JR東海・名古屋鉄道（名鉄）・近畿日本鉄道（近鉄）・名古屋市営交通・岐阜乗合自動車（岐阜バス）・長良川鉄道・養老鉄道・樽見鉄道のうち、2社以上が運休ストライキを実施し、続行中の場合。

## II 大規模な災害の発生が予想される場合は、下記のとおりとする。

1. 在宅中・在校中を問わず、調査情報が出された時は原則として平常授業とする。
2. 在宅中に注意情報・予知情報が出された時は休校とし、それぞれの解除情報が発表されるまでの間、休校とする。  
登校途中・在校中の場合は、交通機関、道路の安全を確認のうえですみやかに帰宅するなど適切な行動をとる。
3. 在宅中・在校中を問わず、予知判定会が招集された場合、または警戒宣言が発令された場合も同じく休校とし、警戒宣言の解除までは臨時休校とする。登校後の場合は、道路及び生徒の居住地域の安全を確認のうえ、保護者に確実に連絡後帰宅する。
4. 事前情報無く激甚災害等が発生した場合の休校等については別途指示する。
5. 授業の再開については、原則として解除情報・解除宣言の翌日からとするが、災害の発生時には別途指示するものとする。

## III 全国瞬時通報システム（Jアラート）が作動した場合は、下記のとおりとする。

1. 在校中の場合は、教員の指示に従い、できるだけ窓から離れ身の安全を保持する。下校するか、留まるかは行政からの指示に従い、学校長の判断で決定する。ただし、下校する場合は、保護者に確実に連絡後帰宅する。
2. 登下校途中・在宅中の場合は、身の安全を保持し、Jアラートの情報と行政の指示に従い冷静に行動する。  
(ア) 屋外にいる場合は、近くの建物の中、または地下に避難する。  
(イ) 屋内にいる場合は、すぐに避難できる頑丈な建物や地下があれば直ちにそちらに避難する。それができなければ、できるだけ窓から離れ身の安全を保持する。
3. 日本の領海外の海域に落下、および日本の上空を通過した旨の情報が出された場合は原則として平常授業とする。登下校中、不審な物を発見した場合には、決して近寄らず、直ちに警察や消防に連絡する。
4. 日本の領土・領海に落下する可能性がある旨の情報が出された場合は、引き続き屋内に避難する。  
その後、弾道ミサイルが日本の領土・領海に落下したと推定された場合には落下場所等について続報が伝達されるので、引き続き屋内に避難をする。その後、行政の指示に従い、交通機関、道路の安全を確認のうえですみやかに帰宅するなど適切な行動をとる。帰宅中、不審な物を発見した場合には、決して近寄らず、直ちに警察や消防に連絡する。